

事 務 連 絡
平成16年12月17日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



保医発第1217001号
平成16年12月17日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」（平成16年3月5日保医発0305007）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成16年厚生労働省告示第428号）が交付され、平成17年1月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成17年1月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

別表Ⅱ134血管内手術用カテーテル(1)中「塞栓用コイル（4区分）」を「塞栓用コイル（5区分）」に改め、「合計29区分」を「合計30区分」に改める。

別表Ⅱ134血管内手術用カテーテル(12)②中「コイル(3区分)」を「コイル(4区分)」に改め、「合計4区分」を「合計5区分」に改める。

別表Ⅱ134血管内手術用カテーテル(12)③のエをオとし、ウの次に次のように加える。

エ コイル・水圧式デタッチャブル型

水圧によりデリバリーチューブから離脱させるコイルであること。

別表Ⅱに次のように加える。

144 網膜硝子体手術用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「その他の外科・整形外科用手術材料(眼科手術用材料)」であること。
- (2) 剥離した網膜を物理的に伸展・復位させることを目的として使用する材料であること。

◎ 「特定保険医療材料の定義について」(平成16年3月5日保医発第0305007号)別表Ⅱ中

現行	改正後
<p>1~133 (略)</p> <p>134 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル(2区分)、末梢血管用ステントセット(1区分)、PTAバルーンカテーテル(4区分)、下大静脈留置フィルターセット(1区分)、冠動脈灌流用カテーテル(1区分)、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(1区分)、血管内異物除去用カテーテル(2区分)、血栓除去用カテーテル(5区分)、塞栓用バルーン(2区分)、塞栓用コイル(4区分)、汎用型圧測定用プローブ(1区分)、連続心拍出量測定用カテーテル(1区分)及び静脈弁カッター(2区分)の合計2区分に区分する。</p> <p>(2)~(11) (略)</p> <p>(12) 塞栓用コイル</p> <p>① 定義 次のいずれにも該当すること。 ア 薬事法承認上、類別が「器具器械(51)医療用嘴管及</p>	<p>1~133 (略)</p> <p>134 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方 術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル(2区分)、末梢血管用ステントセット(1区分)、PTAバルーンカテーテル(4区分)、下大静脈留置フィルターセット(1区分)、冠動脈灌流用カテーテル(1区分)、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(1区分)、血管内異物除去用カテーテル(2区分)、血栓除去用カテーテル(5区分)、塞栓用バルーン(2区分)、塞栓用コイル(5区分)、汎用型圧測定用プローブ(1区分)、連続心拍出量測定用カテーテル(1区分)及び静脈弁カッター(2区分)の合計3区分に区分する。</p> <p>(2)~(11) (略)</p> <p>(12) 塞栓用コイル</p> <p>① 定義 次のいずれにも該当すること。 ア 薬事法承認上、類別が「器具器械(51)医療用嘴管及</p>

び体液誘導管」であって、一般的名称が「滅菌済み血管処
置用チューブ及びカテーテル」であること。

イ 血流の遮断を目的に使用するコイル又はプッシュヤーで
あること。

② 機能区分の考え方

使用目的及び構造により、コイル (3区分) 及びプッシュヤ

ー (1区分) の合計4区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア コイル・標準型

イ 及びウに該当しないコイルであること。

イ コイル・機械式データタッチャブル型

外力 (ねじる又はフックを外す) によりワイヤーから離
脱させるコイルであること。

ウ コイル・電気式データタッチャブル型

電気分解によりワイヤーから離脱させるコイルである
こと。

エ プッシュヤー

ア又はイのコイルを塞栓部位まで到達させるために使
用するものであること。

(13)~(15) (略)

135~143 (略)

び体液誘導管」であって、一般的名称が「滅菌済み血管処
置用チューブ及びカテーテル」であること。

イ 血流の遮断を目的に使用するコイル又はプッシュヤーで
あること。

② 機能区分の考え方

使用目的及び構造により、コイル (4区分) 及びプッシュヤ

ー (1区分) の合計5区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア コイル・標準型

イ 及びウに該当しないコイルであること。

イ コイル・機械式データタッチャブル型

外力 (ねじる又はフックを外す) によりワイヤーから離
脱させるコイルであること。

ウ コイル・電気式データタッチャブル型

電気分解によりワイヤーから離脱させるコイルである
こと。

エ コイル・水圧式データタッチャブル型

水圧によりデリバリーチューブから離脱させるコイル
であること。

オ プッシュヤー

ア又はイのコイルを塞栓部位まで到達させるために使
用するものであること。

(13)~(15) (略)

135~143 (略)

144 網膜硝子体手術用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「その他の外科・整形外科用手術材料（眼科手術用材料）」であること。
- (2) 剥離した網膜を物理的に伸展・復位させることを目的として使用する材料であること。